

# 神明小学校そだての会会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は、「神明小学校そだての会」と称し、事務所を神明小学校に置く。

### 第2条 (目的)

本会は、会員が相互に協力し、学校・家庭及び社会における児童の健やかな成長と、その福祉を増進させ、あわせて会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。

### 第3条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 教育に関する知識の涵養
2. 家庭学校間の連絡調整
3. 児童の福利厚生の充実
4. 学校教育環境の整備
5. 授業参観、懇談会、講演会等の開催
6. その他必要と認める事業

## 第2章 会員

### 第4条 (会員)

会員は、すべて平等の義務と権利を有し、本会の目的に従って活動する義務を有する。

1. 一般会員 学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者、及び学校職員とする。
2. 特別会員 本会の趣旨に賛同する者とする。

## 第3章 組織及び任務

### 第5条 (役員等)

1 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 会員より (学校職員を除く)
- (2) 副会長 2名または3名 会員より
- (3) 会計 2名 会員及び学校職員より1名ずつ

2 本会に、2名の監事を置く。(学校職員以外の会員より)

3 本会に、顧問、参与、相談役を置くことができる。学校長は顧問とし、そだての会のすべての会合に出席し発言することができる。

4 本会の事務局は、学校職員2名にて行う。

### 第6条 (委員、役員等の選出)

委員、役員等の選出は、次のとおりとする。

#### 1. 委員

- (1) 地区委員は、各町(丁)より1名ずつ1月中に選出する。
- (2) 学級委員は、各学級の所属会員の中から1名ずつ選出する。
- (3) 学級委員と地区委員を兼ねることはできない。
- (4) 学級委員・地区委員以外の中から、特に必要があると認めた場合、会長が委員を委嘱することができる。

2. 役員

- (1) 会長の選出は、原則として実行委員を母体として次年度の会長候補者推薦委員会を開き、2月中に新会長を選出し、全委員会の承認を得る。

3. 参与、相談役

参与、相談役は、必要に応じて、会長がこれを委嘱する。

4. 専門部員

- (1) 学級委員及び地区委員は、原則として、第9条第5項に示す専門部のいずれか1つに所属するものとする。

- (2) 各専門部には、専門部ごとに部長、副部長と、学校職員から選出された副部長（いずれも1名ずつ）を置き、会長がこれを委嘱する。

5. 実行委員

実行委員は、各専門部の部長、副部長をもってこれに当たる。

第7条（委員、役員等の任務）

委員、役員等の任務は、次のとおりとする。

1. 委員

会の運営、行事等の審議及び執行に当たる。

2. 役員

- (1) 会長は、会を代表し会務を総理する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。

- (3) 会計は、会計事務を掌り、12月に定例報告を、4月の総会には年度報告を行う。

3. 監事

監事は、本会の会計事務の監理に当たる。

4. 顧問

顧問は、本会の企画運営等に関し、意見の調整あるいは施策の提供をする。

5. 参与

参与は、本会の運営につき主として地域の意向を反映する意見や施策の提供をする。

6. 相談役

相談役は、本会の運営についての諮問に応ずる。

7. 実行委員

本会の企画運営等について審議を行う。

8. 専門部員

専門部に付託された事項についての審議または部としての自発的事業に対しての企画運営の任に当たる。

9. 事務局

事務局は、記録及び通信事務等を掌る。

第8条（任期及び解任）

1. 委員及び役員等の任期は原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 会員資格を喪失した場合は、委員及び役員等も解任とする。

3. 著しい不都合が生じる場合、役員会の議決を経て役員等を解任することができる。

## 第4章 会議機関及び業務

### 第9条 (会議機関)

本会の会議機関及びその業務は、次のとおりとする。

#### 1. 総会

- (1) 年1回定期総会を開く。ただし、会長が必要と認めたとき、あるいは会員の1割以上の者の要請があったときは、臨時総会を開くことができる。
- (2) 定期総会は、原則として4月中に開き、会員の異動ならびに新役員及び委員に関する報告、前年度の庶務会計の報告、新年度の年間計画、予算の審議等を行う。
- (3) 総会の定数は、会員の5分の1以上とする。

#### 2. 全委員会

- (1) 全委員会は、役員、委員、及び学校職員全員の会合で、会長が必要と認めたときに開かれる。また、学校や多数の委員の要請で開くことができる。
- (2) 急を要するときは、本会をもって総会に代えることができる。
- (3) 全委員会は、本会の企画運営その他全般的事項について審議し、その執行に当たる。

#### 3. 実行委員会

- (1) 実行委員会は、役員及び各専門部長と副部長の会合で、会長が必要と認めたとき開かれる。また、学校及び多数の実行委員の要請があるときに、会長がこれを招集する。
- (2) 急を要するときは、本会をもって全委員会に代えることができる。
- (3) 実行委員会は、行事の企画運営その他必要な事項に関して審議を行う。

#### 4. 役員会

- (1) 役員会は、役員の会合で、会長が認めたとき、これを開くことができる。
- (2) 役員会は、本会の企画運営その他全般的事項について協議する。

#### 5. 専門委員会

本会に、その事業達成のために、以下の専門部会を置く。

- ・総務部
- ・文化教養部
- ・保健体育部
- ・育成部
- ・広報部
- ・子育て委員会

#### 6. 特別委員会

会長が必要と認めるときは、臨時に地区委員会あるいは学級委員会等の特別委員会を設けることができる。

## 第5章 会計

### 第10条 (経費)

1. 会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってこれに充てる。
2. 会費は、会員が定められた金額を期日までに納入するものとする。ただし、まとめて前納することもできる。
3. 経費は、第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条（承認）

決算および予算は、総会において承認を得るものとする。

第13条（監査）

会計監査は、会計年度内に1回以上行い、その結果を総会のときに報告するものとする。

第6章 付則

第14条（会則変更）

本会の会則及び会費を変更するときは、総会に凶るものとする。その際、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第15条（実施日）

本会則は、昭和22年12月22日より実施する。

- (1) 昭和43年4月に一部改正
- (2) 昭和44年4月に一部改正（交通指導部新設）
- (3) 昭和46年4月に一部改正
- (4) 昭和47年1月25日に一部改正（委員数の縮小、会則の整備）
- (5) 昭和47年5月4日に一部改正（副会長1名増、副部長1名増）
- (6) 昭和51年3月12日に一部改正（5条の3校長、6条の2全委員の承認）
- (7) 昭和53年3月11日に一部改正（6条の5項の(2)号）
- (8) 昭和57年3月12日に一部改正（9条の4専門部の業務）
- (9) 昭和62年3月23日に一部改正（10条の2項）
- (10) 平成7年4月21日に一部改正（9条の4専門部の名称変更）
- (11) 平成13年4月27日に一部改正（9条の4専門部の名称変更）
- (12) 平成16年3月4日に一部改正
- (13) 平成17年4月27日に一部改正（9条の5専門部の名称変更）
- (14) 平成20年4月28日に一部改正（6条の1項の(4)号追加）
- (15) 平成24年3月2日に一部改正（5条の1項の(2)副会長1名増可）
- (16) 平成25年3月1日に一部改正  
(6条の2項～6項の追加、削除及び変更)  
(8条の1項の変更、2項及び3項の追加)

P T A 慶弔規定

第1条 会員及びその配偶者が死亡したときは香料10,000円を贈り、代表者が通夜に参列する。

第2条 その他会長が必要と認めた場合、10,000円以内で慶弔金を贈ることができる。

- ・昭和48年12月1日に一部改正
- ・平成9年4月25日に一部改正（第1条香料の金額、第2条追加）
- ・平成16年3月4日に一部改正（第2条職員の餞別削除）